

岡山県学校図書館協議会規約

第1条 本会は、岡山県学校図書館協議会という。

第2条 本会は、事務局を会長在任の学校内におく。

第3条 本会は、県下小・中・高等学校の学校図書館相互の連絡とその充実、発展をはかり、本県教育の推進に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県下学校図書館相互の連絡提携、情報交換
- (2) 学校図書館運営に関する研究会、講習会、展示会等の開催。
- (3) 学校図書館教育の研究
- (4) 読書指導の研究
- (5) 学校司書の研修と身分待遇の改善
- (6) 絵本・優良図書の研究
- (7) その他

2. 第1項(2)の事業の推進、及び(3)(4)の事業の援助を行うため、研究部会を設ける。

研究部会は、特に必要のない場合、適宜活動を休止することができる。

3. 第1項(5)の事業を行うため、司書部会を設ける。司書部会関することは、別に規定を定める。

4. 第1項(6)の事業を行うため、絵本研究部会、優良図書研究部会、ニューメディア研究部会、読書ノート研究部会を設ける。それぞれの部会で必要な規定は、別に定める。

第5条 本会は、岡山県小学校教育研究会情報教育部会学校図書館部（以下「小教研」と略す）・岡山県中学校教育研究会学校図書館部会（以下「中教研」と略す）・岡山県高等学校教育研究会学校図書館部会（以下「高教研」と略す）によって構成する。

第6条 本会加入の小・中学校においては郡市ごとに、高等学校においては地区（備前・備中・美作）ごとに、支部協議会を設ける。

2. 支部協議会に会長を置く。また、必要に応じて副会長を置くことができる。

3. 支部協議会に支部事務局を設け、支部事務局長を置く。

4. 本会は、年に数回、支部事務局長会議を開催し、必要な書類の配布、事務連絡事項の伝達を行う。

5. その他、支部協議会に関する規定は、各支部協議会で適宜決める。

第7条 本会は、社団法人全国学校図書館協議会の賛助会員となる。

2. 本会の会長及び事務局長は、社団法人全国学校図書館協議会の正会員となる。

第8条 本会に次の役員を置き、任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。また、補欠役員の任期は、前任者の残留期間とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 代表理事
- (4) 理事
- (5) 監事

2. 役員の選出は次のとおりとする。

(1) 会長は、小教研情報教育部会副部会長（学校図書館部担当）、中教研・高教研の各部会長のなかから選出される。

(2) 副会長は、会長にならなかった小教研情報教育部会副部会長（学校図書館部担当）、中教研・高教研の各部会長をもって充てる。

(3) 代表理事は、小教研情報教育部会副部会長（学校図書館部担当）・常任理事（学校図書館部担当）・事務局員（学校図書館部担当1名）、中教研・高教研の各部会長・副部会長・事務局長、及び司書部会長をもって充てる。

(4) 理事は、代表理事及び各支部協議会の会長・副会長をもって充てる。

(5) 監事は、原則として事務局校の所在する支部内で、小教研・中教研から1名、高教研から1名選出する。

3. 本会の最小限の役員組織として、代表役員会を設ける。代表役員は、小教研情報教育部会副部会長（学校図書館部担当）・事務局員（学校図書館部担当1名）、中教研・高教研の各部会長・事務局長、及び司書部会長をもって充てる。

4. 以上の役員については、年度当初の新旧代表役員会で選出され、総会において承認を得るものとする。但し、代表理事については、総会において決定・承認されるものとする。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき

は会務を代理する。

- (3) 代表理事は、会務の重要事項を協議し決定する。また、代表役員会で仮決定した事項について協議し、決定する。
- (4) 理事は、会務全般について協議し、代表理事会での決定を承認する。また、年度当初に新旧代表役員会で仮決定した事項を決定する。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 代表役員は、本会の最小限の役員組織として、緊急を要する事項について協議し、仮決定する。年度当初に開催する新旧代表役員会では、役員の選出等重要事項を仮決定する。

第10条 本会の、総会・代表理事会・代表役員会は毎年1回以上開催する。総会は、理事会をもってこれに代えることができる。

第11条 事務局には、事務局長、事務局次長、参事、事務職員等をおき、会務を処理する。

第12条 本会は、役員会の推薦により顧問・参与・賛助員を置くことができる。

第13条 本会の経費は、構成団体の拠出金・寄付金をもってあてる。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約施行は昭和25年から[推定])

… (中略) …

平成8年6月4日一部改正

平成11年6月3日一部改正

平成14年5月30日一部改正

平成17年6月2日一部改正